

第2 消防検査・使用開始検査

1 用語の定義

- (1) 消防検査とは、消防法第17条の3の2の規定による検査であり、設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が技術上の基準又は設備等維持計画に従って設置されているかどうかの確認を行う検査をいう。
- (2) 完成検査とは、同意規程第11条第3項の規定による検査であり、消防検査のうち現場確認を行う検査をいう。
- (3) 中間検査とは、同意規程第11条第2項第3号の規定による検査であり、完成検査時に確認が困難となる部分について、工事完了前に行う検査をいう。
- (4) 使用開始検査とは、同意規程第11条第4項の規定による検査であり、防火対象物の使用開始前に防火に関する規定に違反していないかどうかの確認を行う検査をいう。

2 消防検査の対象

表2-1に該当する防火対象物において消防用設備等又は特殊消防用設備等（簡易消火用具及び非常警報器具を除く。）を設置した場合に消防検査が必要となる。

表2-1

消防検査対象一覧		
(1)項イ	[劇場・映画館・演芸場・観覧場]	延べ面積 300 m ² 以上
(1)項ロ	[公会堂・集会場]	
(2)項イ	[キャバレー等]	延べ面積 300 m ² 以上
(2)項ロ	[遊技場等]	
(2)項ハ	[性風俗関連特殊営業店舗等]	
(2)項ニ	[カラオケボックス等]	面積に関係なく検査対象
(3)項イ	[料理店等]	延べ面積 300 m ² 以上
(3)項ロ	[飲食店]	
(4)項	[百貨店・マーケット・物品販売店舗・展示場]	延べ面積 300 m ² 以上
(5)項イ	[旅館・ホテル・宿泊所等]	面積に関係なく検査対象
(5)項ロ	[共同住宅・寄宿舍・下宿等]	延べ面積 300 m ² 以上 *2
		延べ面積 500 m ² 以上
(6)項イ(1)~(3)	[病院・診療所・助産所等]	面積に関係なく検査対象
(6)項イ(4)		延べ面積 300 m ² 以上
(6)項ロ	[老人短期入所施設・老人ホーム・障害者支援施設等]	面積に関係なく検査対象
(6)項ハ	[老人デイサービスセンター・保育所・放課後等デイサービス・共同生活援助を行う施設等]	延べ面積 300 m ² 以上
		入居・宿泊を伴う場合は面積に関係なく検査対象
(6)項ニ	[幼稚園・特別支援学校]	延べ面積 300 m ² 以上
(7)項	[小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校等]	延べ面積 500 m ² 以上
(8)項	[図書館・博物館・美術館等]	延べ面積 500 m ² 以上

消防検査対象一覧		
(9)項イ	[公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等]	延べ面積 300 m ² 以上
(9)項ロ	[(9)項イ以外の公衆浴場]	延べ面積 500 m ² 以上
(10)項	[車両の停車場・船舶又は航空機の発着場]	延べ面積 500 m ² 以上
(11)項	[神社・寺院・教会等]	延べ面積 1,000 m ² 以上
(12)項イ	[工場又は作業場]	延べ面積 500 m ² 以上
(12)項ロ	[映画スタジオ又はテレビスタジオ]	
(13)項イ	[自動車車庫又は駐車場]	延べ面積 500 m ² 以上
(13)項ロ	[飛行機又は回転翼航空機の格納庫]	延べ面積 300 m ² 以上
(14)項	[倉庫]	延べ面積 500 m ² 以上
(15)項	[事務所等の前各項に該当しない事業場]	延べ面積 1,000 m ² 以上
(16)項イ	[複合用途防火対象物のうち(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ部分を含むもの]	延べ面積 300 m ² 以上 *1
(16)項ロ	[複合用途防火対象物のうち(16)項イ以外のもの]	延べ面積 300 m ² 以上
(16の2)項	[地下街]	延べ面積 300 m ² 以上 *1
(16の3)項	[準地下街]	延べ面積 300 m ² 以上 *1
(17)項	[重要文化財・重要有形民俗文化財等の建造物]	延べ面積 300 m ² 以上
(18)項	[延長 50メートル以上のアーケード]	延べ面積 300 m ² 以上

*1 令別表第1(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものについては、面積に関係なく検査対象

*2 条例第34条の10第1項第1号の規定により、自動火災報知設備を設けなければならないものに限る。

3 消防検査に係る留意事項

(1) 完成検査

ア 検査日については、防火対象物使用開始(変更)届出書の受領時に日程調整すること。

ただし、防火対象物使用開始(変更)届出書の提出を要しない場合は、設置届の受領時とする。

イ 現場確認は、以下の方法により行うこと。

(ア) 直接現地に出向し確認する方法

(イ) デジタル技術を活用し、遠隔で確認する方法

ウ 検査要領については、第6章「消防用設備等の検査要領」を参照すること。

(2) 軽微な工事に係る消防検査

ア 消防検査は、消防用設備等に関する書類及び現地の映像を記録した動画又は写真等(以下「動画等」という。)により行うこと。

ただし、軽微な工事に該当する場合であっても次のいずれかに該当する場合は、完成検査を行うものとする。

(ア) 関係者又は施工者から完成検査の要望があった場合

(イ) 動画等のみでは、基準への適合性を確認することができない場合

(ウ) その他完成検査が必要と認める場合

イ 軽微な工事については、第4章第1節第3「軽微な工事」を参照すること。

ウ 動画等については、例示として表2-2に示すので参照すること。

4 検査済証の交付について

- (1) 完成検査を実施した場合は、検査済証を交付するものとする。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、検査済証の交付は行わず、設置届出書の副本を返却することにより基準への適合性の意志表示を行うものとする。
(副本返却の際は、同意規程第11条第3項第2号を準用し、届出済印を副本に押印する。)

5 使用開始検査

使用開始検査においても、原則として現地出向し検査するものとするが、防火対象物使用開始（変更）届出書が消防検査の対象外となる防火対象物である場合又は軽微な工事に係る消防検査に紐づく場合は、現場確認は省略するものとする。

なお、この場合においても、表2-2の防火対象物欄に掲げる写真等により適合性を確認するものとする。

6 その他

規則第18条第1項第2号ハただし書の規定に基づき、使用する泡消火薬剤の種別を変更する工事は消防用設備等に係る工事の区分における「改造」に該当するものであること。

ただし、本工事において、泡消火薬剤の種別の変更に伴い、加圧送水装置（制御盤を含む。）、泡消火剤混合装置、減圧弁又は圧力調整弁の取替えがなく、かつ、床面積一平方メートル当たりの放射量に変更がない場合に限り、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現地確認を省略することができること。

表 2 - 2

消防用設備等の種類等	添付図書	添付写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対象物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求積図 ・ 断面図 ・ 仕上表 ・ 無窓階算定に係る資料（建具表、キープラン含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火気用排気ダクトの写真（ダクト種類、遮熱処理前後の写真） ・ 無窓階算定開口部の内側、外側の写真 ・ 内装制限の分かる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内消火栓設備 ・ パッケージ型消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 必要に応じ摩擦損失計算書 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真（型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放水圧力に関係するものは、放水圧力試験時の写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ スプリンクラー設備 ・ パッケージ型自動消火設備 ・ 共同住宅用スプリンクラー設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 必要に応じ摩擦損失計算書 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真（型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放水圧力に関係するものは、放水圧力試験時の写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水噴霧消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 必要に応じ摩擦損失計算書 ・ 放射区域一覧表（増設の場合） ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真（型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放射圧力に関係するものは、放射圧力試験時の写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 泡消火設備 ・ 特定駐車場用泡消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 必要に応じ摩擦損失計算書 ・ 放射区域一覧表（増設の場合） ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前後の写真（型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放射圧力に関係するものは、放射圧力試験時の写真 ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 標識が必要なものは、標識の設置写真

消防用設備等の種類等	添付図書	添付写真
<ul style="list-style-type: none"> ・不活性ガス消火設備 ・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器仕様書 ・系統図 ・設備平面図 ・ダクト図 ・防護区画一覧表（増設の場合） ・旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・標識が必要なものは、標識の設置写真
<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・共同住宅用自動火災報知設備 ・住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 ・特定小規模施設用自動火災報知設備 ・複合型居住施設用自動火災報知設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器仕様書 ・系統図 ・設備平面図 ・旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・煙感知器で壁等からの距離が近い場合、距離の分かる写真 ・感知器が空気吹出し口からの距離が近い場合、距離の分かる写真 ・設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・作動試験、火災表示試験の写真 ・標識が必要なものは、標識の設置写真 ・電源回路等を確認できる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ火災警報設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器仕様書 ・系統図 ・設備平面図 ・旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・電源回路等を確認できる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・避難器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器仕様書 ・設備平面図 ・強度計算書（計算を要するもの） ・旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・設置前後の施工方法の分かる写真 ・降着面等までの高さ規定のあるものは高さの分かる写真 ・標識が必要なものは、標識の設置写真
<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器仕様書 ・設備平面図 ・旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・電源回路等を確認できる写真
<ul style="list-style-type: none"> ・非常警報設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器仕様書 ・系統図 ・設備平面図 ・旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・電源回路等を確認できる写真 ・起動装置試験、音響装置試験（鳴動方式、作動試験(音圧等)）を確認できる写真

消防用設備等の種類等	添付図書	添付写真
・ 消防機関へ通報する火災報知設備	・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ ロム内容の分かる書類	・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 動画（連動工事・メッセージ内容変更（ロム変更）工事の場合） ・ 電源回路等を確認できる写真
・ 動力消防ポンプ設備	・ 機器仕様書 ・ 設備平面図 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合）	・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 放水圧力試験時の写真
・ 漏電火災警報器	・ 機器仕様書 ・ 設備平面図 ・ 旧機器の仕様の分かる資料（取替えの場合）	・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 電源回路等を確認できる写真
・ 排煙設備 ・ 加圧防排煙設備	・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図 ・ 排煙機的能力、区画面積、各機器の位置が分かるもの ・ 自然排煙の場合、排煙口の大きさ ・ ダクト図	・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真
・ 連結散水設備	・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図	・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真
・ 連送送水管 ・ 共同住宅用連結送水管	・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図	・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 設置高さの規定のあるものは、設置高さの分かる写真 ・ 放水圧力試験時の写真
・ 非常コンセント設備 ・ 共同住宅用非常コンセント設備	・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図	・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 端子電圧試験の写真
・ 無線通信補助設備	・ 機器仕様書 ・ 系統図 ・ 設備平面図	・ 設置前後の写真 （型式・認定番号等も分かるもの） ・ 電圧定在波比の測定写真